平成２８年（フ）第１６２７号
愛知県豊明市新田町前原１番地２　コーポ前原102号
債務者　井上憲一郎
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５９４号
愛知県愛知郡東郷町三ツ池２丁目13番地３　ダイナミックⅢ107号
債務者　佐藤　正人
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７４６号
名古屋市天白区井口１丁目1504番地　ユニーブル第３植田603号室
債務者　長谷川みさき
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８１７号
愛知県常滑市新田町３―23―２、住民票上の住所愛知県知多郡武豊町大字冨貴字笠松10番地３
債務者　太田　由美
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６１号
青森県弘前市大字大町１丁目22番地７　ミルクベッチハウス105号、旧住所青森県黒石市末広145番地６　ホワイトコーポ末広201号
債務者　葛西　和吉
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２３６号
熊本県上益城郡御船町滝川1680番　ラ・フーガ207号、住民票上の住所熊本県阿蘇市波野大字波野2093番地
債務者　井　　豪士
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９８号
青森市本町５丁目７番11号　パンションナカヤマ212号
債務者　宮本　基雄
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
青森県下北郡大間町大字大間字下手道32番地３
債務者　増田　　誠
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７８７号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地６棟105号
債務者　山室　悦夫
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８０５号
愛知県春日井市上条町６丁目79番地　リヴェールＪＪ201号室
債務者　**菅**原　　恵
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８０９号
名古屋市西区那古野２丁目16番10号
債務者　ＪＡＭＪＡＭこと　天木　智子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４３号
（住所省略）、住民票上の前々住所京都府京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地33―507
債務者　國　はるか（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１２７号
山梨県甲府市中町430番地１
破産者　株式会社ドリーム工芸
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
埼玉県所沢市美原町３丁目2957番地の３　アドバンス新所沢407、開始決定時の住所山梨県中巨摩郡昭和町西条5241番地　ポエム202号
破産者　塚本　隆司
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
埼玉県秩父市番場町12番11号
破産者　株式会社浅見工務店
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２９年（フ）第４号
埼玉県秩父市中宮地町32番12号
破産者　ヤマタ産業有限会社
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係